

三田市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (審査の申出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4～5 省略</p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 委員会は、審査申出書を受理した場合においては、その旨を市長に、却下した場合においては、<u>審査申出人</u>に、それぞれ通知しなければならない。</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第7条～第10条 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (審査の申出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所<u>又は居所</u></p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所<u>又は居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4～5 省略</p> <p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 委員会は、審査申出書を受理した場合においては、その旨を市長に、却下した場合においては、<u>その旨を審査申出人</u>に、それぞれ通知しなければならない。</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p><u>4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>第7条～第10条 省略</p>

<p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>決定書</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書</u>を作成しなければならない。</p> <p>(1) 主文</p> <p>(2) 事案の概要</p> <p>(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨</p> <p>(4) 理由</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>
---	---

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第18条 省略</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第18条 省略</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(<u>審査請求</u>に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第21条の2 省略</p> <p>第21条の3 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第21条の2 省略</p> <p>第21条の3 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)			第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)		
区分		報酬額	区分		報酬額
省略			省略		
個人情報保護審査会	会長	日額 13,000円	個人情報保護審査会	会長	日額 13,000円
	委員	日額 12,500円		委員	日額 12,500円
省略			省略		
行政不服審査会			行政不服審査会		
			会長		日額 13,000円
			委員		日額 12,500円
省略			省略		

三田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第25条 省略 (異議申立て)	第1条～第25条 省略 (審査請求)
第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、 <u>異議申立て</u> をすることができる。	第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、 <u>審査請求</u> をすることができる。
以下省略	以下省略

三田市行政手続条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第18条 省略 (聴聞の主宰)	第1条～第18条 省略 (聴聞の主宰)
第19条 省略	第19条 省略
2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 省略 (4) 前3号に規定する者であった <u>ことのある者</u> (5)～(6) 省略	2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 省略 (4) 前3号に規定する者であった者 (5)～(6) 省略
以下省略	以下省略

三田市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章 総則(第1条—第5条)	目次 第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 個人情報取扱事務の届出(第6条)  
第3章 実施機関における個人情報の取扱い(第7条—第16条)  
第4章 個人情報の開示、訂正及び利用停止  
第1節 個人情報の開示(第17条—第28条)  
第2節 個人情報の訂正(第29条—第35条)  
第3節 個人情報の利用停止(第36条—第41条)  
第4節 不服申立て(第42条—第52条)  
第5節 雑則(第53条—第56条)  
第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第57条—第63条)  
第6章 補則(第64条・第65条)  
第7章 罰則(第66条—第70条)  
付則

#### 第1条～第8条 省略

(利用目的の明示)

第9条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第27条及び第68条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) 省略

#### 第10条～第25条 省略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

#### 2 省略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条及び第43条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第2章 個人情報取扱事務の届出(第6条)  
第3章 実施機関における個人情報の取扱い(第7条—第16条)  
第4章 個人情報の開示、訂正及び利用停止  
第1節 個人情報の開示(第17条—第28条)  
第2節 個人情報の訂正(第29条—第35条)  
第3節 個人情報の利用停止(第36条—第41条)  
第4節 審査請求(第42条—第52条)  
第5節 雑則(第53条—第56条)  
第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第57条—第63条)  
第6章 補則(第64条・第65条)  
第7章 罰則(第66条—第70条)  
付則

#### 第1条～第8条 省略

(利用目的の明示)

第9条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第27条、第50条及び第68条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) 省略

#### 第10条～第25条 省略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条第2項及び第44条第1項並びに第50条第1項及び第2項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

#### 2 省略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第43条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第27条～第41条 省略

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等(第24条第3項又は第25条第3項の規定により不開示決定があったものとみなされる場合を含む。)、訂正決定等(第33条第3項又は第34条第3項の規定により不訂正決定があったものとみなされる場合を含む。)又は利用停止決定等(第40条第3項又は前条第3項の規定により利用不停止決定があったものとみなされる場合を含む。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

第27条～第41条 省略

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条(三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)第44条第2項の規定に基づく規則を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「三田市個人情報保護審査会」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受け

(諮問をした旨の通知)

第43条

前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)  
(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第44条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第45条 省略

(審査会の調査権限)

たとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「三田市個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、三田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)  
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第44条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、規則で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

第45条 省略

(審査会の調査権限)

第46条 省略

2～3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第47条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第48条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第49条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第46条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報<sup>を閲覧させ</sup>、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第47条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第50条

不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定するこ

第46条 省略

2～3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第47条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第48条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第49条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第46条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報<sup>を閲覧させ</sup>、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第47条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第50条 審査会は、第46条第3項若しくは第4項又は第48条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定する

<p>とができる。 (調査審議手続の非公開) 第51条 審査会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 (答申書の送付等) 第52条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。 以下省略</p>	<p>とができる。 (調査審議手続の非公開) 第51条 審査会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 (答申書の送付等) 第52条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。 以下省略</p>
---	--

三田市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 公文書の公開(第5条—第17条) 第3章 <u>不服申立て等</u> 第1節 諮問等(第18条—第20条) 第2節 削除 第3節 審査会の調査審議の手続(第22条—第28条) 第4章 情報公開の総合的な推進(第29条—第31条) 第5章 補則(第32条—第35条) 付則 第1条～第13条 省略 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第14条 実施機関は、公開決定等をする場合において、公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下この条、<u>第19条及び第20条</u>において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他実施機関の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 省略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開の実施をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該公開決定後直ちに、当該意見書(<u>第18条及び第19条</u>において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開の実施をする日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>目次 第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 公文書の公開(第5条—第17条) 第3章 <u>審査請求等</u> 第1節 諮問等(第18条—第20条) 第2節 削除 第3節 審査会の調査審議の手続(第22条—第28条) 第4章 情報公開の総合的な推進(第29条—第31条) 第5章 補則(第32条—第35条) 付則 第1条～第13条 省略 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第14条 実施機関は、公開決定等をする場合において、公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下この条、<u>第19条第2項及び第20条第1項</u>において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他実施機関の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 省略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開の実施をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該公開決定後直ちに、当該意見書(<u>第19条</u>において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開の実施をする日を書面により通知しなければならない。</p>



い。

第15条～第17条 省略

第3章 不服申立て等

第1節 諮問等

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等(第12条第3項又は第13条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、あらかじめ、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第2条に規定する三田市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条

第15条～第17条 省略

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条(三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第20条第2項の規定に基づく規則を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「三田市情報公開審査会」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「三田市情報公開審査会」とする。

(審査会への諮問)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条

前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次の各号に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)  
(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第21条 省略

(審査会の調査権限)

第22条 省略

2～3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めるとその他の必要な調査をすることができる。  
(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

例第2号)第2条に規定する三田市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次の各号に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)
- (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)  
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、規則で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

第21条 省略

(審査会の調査権限)

第22条 省略

2～3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めるとその他の必要な調査をすることができる。  
(意見の陳述)

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)  
 第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。  
 (委員による調査手続)  
 第25条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第23条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。  
 (提出資料の閲覧)  
 第26条

不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。  
 (調査審議手続の非公開)  
 第27条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。  
 (答申書の送付等)  
 第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。  
 以下省略

(意見書等の提出)  
 第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。  
 (委員による調査手続)  
 第25条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第23条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。  
 (提出資料の写しの送付等)  
 第26条 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第24条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。  
 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。  
 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。  
 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。  
 (調査審議手続の非公開)  
 第27条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。  
 (答申書の送付等)  
 第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。  
 以下省略

三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第4条 省略 (公平委員会の報告事項) 第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲	第1条～第4条 省略 (公平委員会の報告事項) 第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲

げる事項とする。

- (1) 省略
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況  
以下省略

げる事項とする。

- (1) 省略
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況  
以下省略

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市個人情報保護審査会	(1)～(3) 省略	5人以内	2年		三田市個人情報保護審査会	(1)～(3) 省略	5人以内	2年
						三田市行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりその権限に属された事項を処理すること。	3人以内	3年
省略					省略				
以下省略					以下省略				